

資料 2

第3章 計画の基本的な考え方（総論）

1. 計画の基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次の通り掲げます。

<基本理念>

「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん」

本市においては、総合計画の都市像である『市民が主役の「ねたて」の^{まち}都市・ぎのわん』を実現できるよう、子育て支援に関する長期的・総合的な指針として「宜野湾市次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもと子育て家庭への支援を推進してきました。

今後においても、次代を担う子ども達の夢と生きる力を育むとともに、子育て世代やこれから子育てをしようとする若者世代が将来に希望を持ち、宜野湾市で子どもを生ま育てたいと思えるようなまちにしていくため、「宜野湾市次世代育成支援行動計画」の基本理念「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できる街 ぎのわん」の考えを継承し、子育て支援の施策を推進します。

<基本理念>

「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん」

本市においては、平成 27 年 3 月に子育て支援に関する総合的な計画として「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合計画の将来都市像である『人がつながる 未来へつなげる ねたてのまち 宜野湾』を実現できるよう、子どもと子育て家庭への支援を推進してきました。

今後においても、次代を担う子ども達の夢と生きる力を育むとともに、子育て世代やこれから子育てをしようとする若者世代が将来に希望を持ち、宜野湾市で子どもを生ま育てたいと思えるようなまちにしていくため、「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できる^{まち}ぎのわん」を基本理念とし、子育て支援の施策を推進します。

【変更案】

- ・基本理念については、次世代育成支援行動計画から継承されており、2期計画でも変更なし。
- ・本文について、総合計画の将来都市像の変更及び次世代育成支援行動計画から子ども・子育て支援事業計画への内容修正

2. 計画の基本的考え方

子ども・子育て支援新制度における三つの目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を踏まえつつ、以下に基本的考え方を示します。

○子どもの視点に立ち、主体的な成長を支えるまちづくり

宜野湾市で育つ子どもたちが可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりがのびのびと健やかに育っていくことのできるよう、子どもの視点にたち、子ども・子育て支援の質・量をともに充実させるとともに、家庭、学校、地域等が一体となった子どもの主体的な成長を支える社会基盤づくりに取り組みます。そうした取り組みを通して、家庭を築き子どもを産み育てるという希望がかなえられるとともに、子どもの最善の利益が実現されるまちを目指します。

○安心して子を産み育て、生きる喜びを実感できるまちづくり

子育て家庭が安心して子どもを産み育てることのできるよう、教育・保育施設を利用する子育て家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭と子どもを対象とし、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を推進します。

また、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことにより、安心して子どもを産み育て、親も子も生きることの喜びを実感できるまちづくりを目指します。

○地域コミュニティの再生によるふれあいのまちづくり

子育て中の保護者が地域及び社会全体との関わり合いの中で、安心して子どもを産み育てることのできるよう、保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることのできる地域コミュニティづくりに取り組み、未来を担う全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるようまちづくりを目指します。

【変更案1】

- ・計画の基本的考え方について削除する。
⇒計画の基本的考え方、視点を記載していない市町村もあり

【変更案2】

- ・「地域コミュニティの再生によるふれあいのまちづくり」を変更
⇒「地域コミュニティの再生」の文言が本市総合計画及び国の基本指針に示されていないため修正。
案1：「地域みんなで支えあい、子育てしやすいまちづくり」
案2：「地域みんなで支えあい、子育てしたくなるまちづくり」（高知県香美市 基本目標）
本文案：子育て中の保護者が地域及び社会全体との関わり合いの中で、安心して子どもを産み育てることのできるよう、地域みんなで支えあい、未来を担う全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できる、子育てしやすいまちづくりを目指します。

3. 計画の基本目標

1. 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供

幼児期の教育・保育の総合的な提供をはじめ、~~本市の課題である待機児童の解消に向けて、計画的に受け皿の確保、~~質的改善及び向上を図ります。また、保護者の多様なニーズに対応できるよう、社会資源・地域資源の有効活用により各種保育サービスや身近な相談支援、子育て家庭が必要とする情報の提供等といった子育て支援サービスの充実を図ります。加えて、学童期の子どもの居場所づくりの充実を図ります。

2. 健やかで切れ目のない子どもの成長支援

子育て家庭が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長していくことができるよう、子どもと保護者に対する健康管理・~~指導の強化支援~~に取り組みます。また、近年は発達面で支援が必要な子等が増加傾向にあることから、その早期発見・早期支援への~~繋ぎが~~を行えるよう連携体制の強化に取り組みます。更に、障がい児等やその家族が安心して生活をおくることができるよう、障がい児保育や特別支援教育をはじめ、各種サービスの充実を図ります。

3. 子育てしやすい社会環境の整備

全ての子どもが人権を尊重され健やかに成長することのできるよう、児童虐待の未然防止に向けた対策を充実するとともに、虐待の早期発見・早期対応等に取り組みます。また、ひとり親家庭については、子育てと生計の維持を一人で担わなければならないことから、子育て支援や経済的な支援等を行いその自立をサポートしていきます。更に、各家庭において仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が図られるよう、**育児・介護休業法等の周知や企業への労働環境改善の働きかけ等**に取り組みます。

【変更案】

- ・ 1. 「本市の課題である待機児童の解消に向けて、計画的に受け皿の確保、」の削除
⇒待機児童解消については、第1期計画にて解消する計画にあるため、同文言を削除。ただし、幼児教育・保育の無償化等により、ニーズが掘り起こされ、待機児童が発生する可能性はある。
- ・ 2. 「指導の強化」を「支援」に修正
⇒保護者への寄り添いを考え「支援」に修正
- ・ 2. 「～早期支援への繋ぎが行えるよう～」を「～早期支援を行えるよう～」
⇒繋ぐことも支援と考え、文言をシンプルに修正
- ・ 黄色マーカーについては、修正予定。
⇒個別計画等で使用されている文言への修正（宜野湾市産業振興計画）。

4. 施策の体系

基本目標 1. 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供		
(1) 幼児期の学校教育・保育の充実	① 幼児期の学校教育・保育の総合的な推進	P69
	② 幼稚園教諭及び保育士確保の推進	P70
	③ 2年保育・3年保育の推進	P70
	④ 認定こども園への移行促進等	P70
	⑤ 通常保育事業の充実	P71
	⑥ 地域型保育事業の促進	P71
	⑦ 就業環境改善への取り組み	P71
	⑧ 認可外保育施設への支援の充実	P71
	⑨ 私立幼稚園との連携	P72
(2) 多様な子育て支援サービスの充実	① 延長保育事業の充実	P73
	② 休日保育事業の実施	P73
	③ 夜間保育の実施	P73
	④ 一時預かり事業の充実	P74
	⑤ 幼稚園における預かり保育の継続実施	P74
	⑥ 地域子育て支援拠点事業の充実	P74
	⑦ 利用者支援事業の充実	P74
	⑧ ファミリー・サポート・センター事業の充実	P75
	⑨ 病児・病後児保育事業の充実	P75
	⑩ 子育て短期支援事業の実施	P75
	⑪ 認可保育所の地域活動事業の推進	P75
	⑫ 幼稚園における施設開放等の推進	P76
	⑬ 子ども・子育て支援の情報提供	P76
(3) 子どもの居場所づくり	① 児童センターの充実	P77
	② 児童健全育成巡回事業「じゃんけんぼん」の継続実施	P77
	③ 放課後児童健全育成事業の推進	P78
	④ 放課後子ども教室の継続実施	P78
基本目標 2. 健やかで切れ目のない子どもの成長支援		
(1) 母子保健の充実	① 妊婦健診等の推進	P79
	② こんにちは赤ちゃん事業の推進	P79
(2) 障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援の充実	① 障がい児保育の推進	P80
	② 医療的ケアが必要な児童の支援	
	③ 育ちの支援に関する施策の充実	P80
	④ 児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の推進	P80
	⑤ 巡回保育事業の推進	P81
	⑥ 特別支援教育事業の充実	P81
	⑦ 児童センター等における障がい児の受け入れ	P81
	⑧ 放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ	P81
	⑨ 「日中一時支援事業」の推進	P82
	⑩ 相談・情報提供体制及び支援ネットワークの充実	P82
基本目標 3. 子育てしやすい社会環境の整備		
(1) 児童虐待の防止に向けた対策の推進	① 育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）の推進	P83
	② 要保護児童対策地域協議会の充実	P84
	③ 虐待のある家庭等に対する対応の充実	P84
	④ 家庭児童相談室における児童相談の充実	P84
(2) ひとり親家庭への自立支援	① ひとり親家庭自立促進計画の推進	P85
	② 母子及び父子家庭等医療費助成の推進	P85
	③ 児童扶養手当支給への適切な対応の実施	P85
	④ 母子家庭等日常生活支援事業等の推進	P85
	⑤ 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け	P86
	⑥ 保育所等への入所選考時の優先的取扱い等の実施	P86
	⑦ 母子寡婦福祉会への支援の充実	P86
(3) 仕事と家庭の両立支援の推進	① 仕事と生活の調和に向けた意識啓発	P87
	② 企業に対する働きかけの実施	P87
	③ 女性の再就職支援の推進	P88

基本施策等の見直しの方向性について

基本施策等（現計画の施策の体系は次頁を参照）の見直しの方向性としては、前回会議資料で提示した、「国の指針に基づく市町村計画への記載事項」や「新・放課後子ども総合プラン（国）」、現在見直し作業が行われている「黄金っ子応援プラン（沖縄県）」との整合を図りながら見直しを行うものとします。

なお、上記の指針や計画以外にも、以下の視点で見直しを行うことを検討しています。

【視点１：本市の上位計画及び関連計画との整合】

○基本施策等を見直すにあたり、別紙の「参考資料：上位・関連計画における子ども・子育て関連施策等の位置づけ」で示している本市の上位・関連計画における取組みと整合を図るものとします。

【視点２：市民に分かりやすい計画づくり及び計画の進捗・管理・改善のサイクルの効率化】

○第１期計画（現計画）において、「事業廃止」になった項目を削除することをはじめ、取組み内容が重複している施策については統合したり、基本施策に付随する取組みについて、事業のような表現と施策としての表現が混在しているため、表現を工夫するなど、シンプルな表現での見直し・再整理を行います。

○市民の方にも分かりやすい計画とするために、今後５年間特に力を入れて取り組む「重点施策」の位置づけを検討します。

○本計画は、本市の子ども・子育てに関する総合的な施策を整理するものであり、本計画独自の取組み（事業）だけでなく、本市の他の個別計画の取組みも整理されることから、個別計画との役割分担が明確になるような表現・整理を行い、分かりやすい計画づくりを検討します。

○見直し後の計画の進捗・管理については、「個別計画との役割分担」や「重点施策」を位置付けることで、４年間は主に「重点施策」について進捗管理を行い、見直し時期の１年間については施策の全体的な進捗管理・評価を行うようにするなど、効率化を図ります。